



第1号

宝曆十辰年三月  
心書付石

小  
江  
松

録 3  
960  
3

次





保3  
門  
號 960  
卷 2

目錄

- 一 <sup>十</sup>文字全波古今波停止書有
- 一 <sup>外</sup>欠唐者唐方書有
- 一 <sup>冬</sup>家洲比以等退將守号存之以停止學書有
- 一 <sup>凡</sup>存全波回波初凡三在書有
- 一 <sup>六</sup>平全与接合實以停止學書有
- 一 <sup>六</sup>宜平之平實實以停止學書有
- 一 <sup>七</sup>以等提何陽平以等打決純以先村之教生人以停止學書有
- 一 <sup>八</sup>初由提純平延何以以停止學書有
- 一 <sup>九</sup>以石商湖之教生人以停止學書有

同會  
政印



- 一十 袁世凱返京後國海局之情形  
一十一 袁世凱與李鴻章之關係  
一十二 欠利和借債代細方  
一十三 上海及天津之通商口岸  
一十四 初方借債之公事  
一十五 六月間所布之公事  
一十六 中月所發之公事  
一十七 於長沙及九江之通商口岸  
一十八 石塘咀化口之通商口岸

- 一十九 袁世凱與李鴻章之關係  
二十 定武與李鴻章之關係  
二十一 山東省之通商口岸  
二十二 上海通商口岸  
二十三 上海通商口岸  
二十四 朝鮮之通商口岸  
二十五 朝鮮之通商口岸  
二十六 大沽口之通商口岸  
二十七 漢口之通商口岸  
二十八 天津之通商口岸



- 一 廿九 見在陽山今向無開水門也 有以書月
- 一 廿八 寶曆九年春村之田區度一級再一級法書
- 一 廿七 於人後法家花屋發押本宮法切之通用法有以書月
- 一 廿六 以是年之田區度一級再一級法書月
- 一 廿五 以物如年全額月也一級法書月
- 一 廿四 子身派之法有以書月
- 一 廿三 以是年細九之進法有以書月
- 一 廿二 以是年入用之法有以書月
- 一 廿一 朝鮮籍人冬法回令之之法有以書月
- 一 廿 序記元德令波信法及根籍之法有以書月
- 一 廿九 大率備之信小此以細戶同平之法有以書月
- 一 廿八 稅油使之法有以書月
- 一 廿七 人後洞所之法有以書月
- 一 廿六 以物如年全額之法有以書月
- 一 廿五 序記後法對物之法有以書月
- 一 廿四 以職人之法有以書月
- 一 廿三 長法入信之法有以書月
- 一 廿二 并信之法有以書月
- 一 廿一 而此年日之法有以書月
- 一 廿 子身之法有以書月







辛七 定武田書法本何首無以書法終之方以書月

辛八 隆初而終其方以書月

辛九 尚之今方傾能而終隆初一節其方以書月

辛 上言中何而石隆隆初一節其方之取所據代公達書

辛一 尚書湖亦之卷所故有以承有之社長有以書月

辛二 河法原夫破快結方以書月

辛三 沈董之礼一叙有以書月

辛四 他傾以合有之其年又合其方以書月

辛五 正法原之水史結方其終定以書月

辛六 正法原之水史結方其終定以書月

辛八 小油五版一版以書月

辛九 法將借返而物圖之終以書月

辛十 以書法目編其方其終之方以書月

辛十一 以書法目編其方其終之方以書月

辛十二 以書法目編其方其終之方以書月 行例其人

辛十三 以書法目編其方其終之方以書月

辛十四 以書法目編其方其終之方以書月

辛十五 以書法目編其方其終之方以書月

辛十六 以書法目編其方其終之方以書月

辛十七 以書法目編其方其終之方以書月



辛八 派人往清谿古庄臥立高年石門內山書月

辛九 以耕牛而此及地州山縣宜為私願天法方至我成山書月

辛十 回矣守守之人欲令屏存之方以山書月

辛十一 入去林場野地場未利用以山書月

辛十二 育人支記行方以山書月

辛十三 水由山位元重費以山書月

辛十四 此他山所來多採以山書月

辛十五 育人支記行方以山書月

辛十六 以耕牛而此及地州山縣宜為私願天法方至我成山書月

辛十七 以耕牛而此及地州山縣宜為私願天法方至我成山書月

辛八 育人支記行方以山書月

辛九 以耕牛而此及地州山縣宜為私願天法方至我成山書月

辛十 育人支記行方以山書月

辛十一 以耕牛而此及地州山縣宜為私願天法方至我成山書月

辛十二 育人支記行方以山書月

辛十三 以耕牛而此及地州山縣宜為私願天法方至我成山書月

辛十四 育人支記行方以山書月

辛十五 以耕牛而此及地州山縣宜為私願天法方至我成山書月

辛十六 育人支記行方以山書月

辛十七 以耕牛而此及地州山縣宜為私願天法方至我成山書月



白八 飲酒多者... 年

白九 高麗の... 年

白十 度取... 年

白十一 山... 年

白十二 不... 年

白十三 酒... 年

白十四 水... 年

白十五 沖... 年

白十六 書... 年

白十七 火... 年

白十八 山... 年

白十九 陣... 年

白二十 山... 年

白二十一 沖... 年

白二十二 山... 年

白二十三 山... 年

白二十四 山... 年

白二十五 山... 年

白二十六 山... 年

白二十七 山... 年



白字八 牛車八八車小房拉馬一車

白字九 於其合一車

白字十 定其何一車

白字十一 借全漲一車

白字十二 初曆一車

白字十三 道年病性成老五種一車

白字十四 英國社一車

白字十五 法入用注九下車

白字十六 白年醋玉洞丹芳水一車

白字十七 古浪川引路一車

白字八 山石看方一各長一車

白字九 書及抱入何一車

白字十 道年會修淡別路一車

白字十一 代抱入一車

白字十二 六月一車

白字十三 清借一車

白字十四 余費女一車

白字十五 生諸一車

白字十六 學文一車

白字十七 山代信長一車



石印八  
一 藤氏河原友事

石印重反外注圓光音得通用文字全派在令  
浪をそ向へ使物入あゆみのまじり中御守の石所  
し波を全派通用し其際おあゆむ自今  
浪停止し事あゆむ向後全派と使物入川に  
ゆりのまじり事あゆむ可なり

石印通書有知の字をいふの事先と

石印十年  
七十一廿九

石印河  
石印河  
小土  
一 石印



古之配市内百姓身之石以海... 遠如東...  
 之の旧部... 彼... 彼... 彼...  
 子... 子... 子... 子... 子...  
 写... 写... 写... 写... 写...  
 村... 村... 村... 村... 村...  
 百... 百... 百... 百... 百...  
 以... 以... 以... 以... 以...  
 主... 主... 主... 主... 主...  
 一... 一... 一... 一... 一...

宝曆二年九月

た... 知... 知... 知... 知...

集... 集... 集... 集... 集...  
 准... 准... 准... 准... 准...  
 為... 為... 為... 為... 為...  
 他... 他... 他... 他... 他...  
 門... 門... 門... 門... 門...  
 字... 字... 字... 字... 字...  
 汁... 汁... 汁... 汁... 汁...  
 活... 活... 活... 活... 活...  
 百... 百... 百... 百... 百...  
 考... 考... 考... 考... 考...  
 不... 不... 不... 不... 不...



右通事有出のり字をくひりて乃て之れ也

宝曆十二年  
年二月廿二日

叔大端  
安澤正市彌  
石海後  
一本 藤吉

12

是正後長年頃於市内之て同支死に於て千圓之  
皆課税月多しゆ分年令限細孔をて同限(圓分  
平(ゆき之)於月末皆課税(幣)終費お是ゆり向後と  
年令限(細)度(多)少(多)下(以)て同限細孔反  
ゆ(限)う(限)ゆ  
市(也)今(別)度(年)向(て)て(子)減(限)古(年)年(達)ゆ

己八月

7

近來大坂表裏勢危在りゆ今令て各月正令(る)る  
之(帳)合(令)之(以)て(實)實(ゆ)り(有)り(也)お(手)お(手)お(手)  
即(ゆ)り(以)て(右)帳(令)令(實)實(減)出(令)停(止)業(業)業(業)  
之(お)手(お)手(お)手(令)遠(犯)之(者)科(了)月(之)也

己二月

右通事有出のり字をくひりて乃て之れ也







世系表

新田氏元年延保元年壬午二月以正所居正比代合年  
 延中代之八九月以正何世居正不如世居正有右  
 初月延中其版第廣書竹田其為正比代合年  
 以居正下以世居正之正比代合年  
 以居正下以世居正之正比代合年

十二月廿

川橋久之郎  
野田文苑

世系表

新田氏元年延保元年壬午二月以正所居正比代合年  
 延中代之八九月以正何世居正不如世居正有右  
 初月延中其版第廣書竹田其為正比代合年  
 以居正下以世居正之正比代合年  
 以居正下以世居正之正比代合年

各年略

古世代居正比代合年壬午二月以正所居正比代合年  
 乙巳年相傳也方之乙巳年內計乙巳年相傳也方之



















海家及子事之公物云卯年以母居水凡換  
重也事之如履之門也水之山事不意公苦  
大也公山又之意中廣山也代新方之吟  
等用之如公事能也向海者一因中言八  
句裁七有之如情和也其山向之七有之  
年之山取苗之成即成已之年分括列之  
山多之若居守之節七有之山解山言一  
之身有在如情山事于首元之於今早  
書而金高括是初之山事熟流其新也  
之坪川被名之吟條未聊也子括成之  
紙一打之自之山代在也七事人列也

渡金者意也如情之山事

一荒地起返吟條之山事  
油以如情有之山事  
須其公身之括身之山事  
返之山事  
年之山事  
一五年之內之括身之山事  
如情也  
夕夕之山事  
如情也  
於金也











河野不吉此河子以割之江紅包抄津田細家原發  
家成國州如之今于東拂代河子以成細如新也  
ありしは此大心集之田細原發之山根之亦し今拂代之  
以細是市之古河以傳之今令南之古河建家成  
拂代河子以成細如右之通洋紙之古河  
ゆりこ之古河之古河右國市之河河子以成通之  
前之自今之古河之今河之今河之今河之今河之  
于河之自今之古河之今河之今河之今河之今河之  
ありしは此大心集之田細原發之山根之亦し今拂代之

室曆十二

午十月

小月五更  
初二時  
初三時  
初四時  
初五時

室曆十二及之河子以割之江紅包抄津田細家原發  
田細原發之古河以傳之今令南之古河建家成  
ありしは此大心集之田細原發之山根之亦し今拂代之  
以細是市之古河以傳之今令南之古河建家成  
拂代河子以成細如右之通洋紙之古河  
ゆりこ之古河之古河右國市之河河子以成通之  
前之自今之古河之今河之今河之今河之今河之  
于河之自今之古河之今河之今河之今河之今河之  
ありしは此大心集之田細原發之山根之亦し今拂代之







其の意は如何の程見又いふ如定例の事  
不通等事其の故方其意を教はる候也

申  
七月

一 此の意は如何の程見又いふ如定例の事  
不通等事其の故方其意を教はる候也  
六月廿七日  
此の意は如何の程見又いふ如定例の事  
不通等事其の故方其意を教はる候也  
六月廿七日

一 此の意は如何の程見又いふ如定例の事  
不通等事其の故方其意を教はる候也  
六月廿七日  
此の意は如何の程見又いふ如定例の事  
不通等事其の故方其意を教はる候也  
六月廿七日



了渡方より布原へ奉り來り母村方懐白書紙  
少希有紙之句御紙より綴目し奉り候と云は所書  
以候下書有申上

但し渡之先奉り申上候も多し奉り候保付書紙村之書度  
申上候も有申上及此渡も一り候言此渡信紙之  
句御紙在申上之紙之云々此申上候

一 村役人 兼 石原内之紙 若原之紙 在申上候此紙之  
是又兼り此渡信紙有申上候此渡之申上候  
同此申上候之由文書之在申上候此渡之紙之  
句御紙代紙有申上候此渡之申上候

一 村内地借店借し紙吟候如し所候外し此の紙

此之紙有之字の以時此紙之紙より有申上候此渡之  
く方申上候此渡之申上候此渡之申上候  
印し此の之と有申上候此渡之申上候  
乃申上候此渡之申上候此渡之申上候  
布原の紙より有申上候

寛政十三年

三月

石原より有申上候此渡之申上候此渡之申上候  
原書方より有申上候此渡之申上候

三月十八日

小日向  
出上  
石原  
一書















上戸部之令印利有言り紙

俾 右 下

町 白 下  
大 隅 下  
俾 正 下  
安 懸 下

播磨 兵部  
備前 兵部  
備後 兵部  
同治 兵部  
長門 兵部

海邊浦

家飛中成及至八村方方之空之治利新本差  
於多事因有於之表之此古格地之部改之治而百姓  
外之向後門埃底中一各結治乃改能右之信  
中一之由此一家分機新之九破之是之門埃  
乃之之之格別新機之之那也事以首之古之一各  
而青お之之乃曲事一之のや

明和元申  
六月

右之通口新本村之丁波二相波小石懸之之二紙詰院文  
之之之之之之之之之之

中  
六月九日

小日向守



叔大満寺  
古群宗彌  
石徳法寺  
一古徳法寺

吾所代官亦出於市の内以得て外を化し揚南有くはく  
其身は村の節を致身今以得て外を化し揚南有くはく  
粟根苗種有の種村のつりて中流の如種有の  
て八切方の内を各に能くも中流村方種  
不入也種中種有のつりて中流の如種有の  
不入也種中種有のつりて中流の如種有の  
不入也種中種有のつりて中流の如種有の

若千月内之新集集のつりて中流の如種有の  
之種有種有の種有のつりて中流の如種有の  
つりて中流の如種有のつりて中流の如種有の  
つりて中流の如種有のつりて中流の如種有の  
つりて中流の如種有のつりて中流の如種有の  
つりて中流の如種有のつりて中流の如種有の  
つりて中流の如種有のつりて中流の如種有の  
つりて中流の如種有のつりて中流の如種有の  
つりて中流の如種有のつりて中流の如種有の  
つりて中流の如種有のつりて中流の如種有の

中  
七月

右之石谷後及度内川台及下中流の如種有の



回之用水川深澤若結... 國編見收... 惜白... 惜白... 惜白...

明和九年申年九月

一 奉之... 書有... 中達... 万之...

更亦... 亦有... 書有...

但是... 石... 一... 此...

一 各... 亦... 亦...

明和九年 申九月











神田鎮在所同  
園田改師

中町同

園八丹 長海屋  
伊賀 伊賀 志之

尾張 三河 志之  
坊河 甲斐 伊賀  
下 志之

那 尾 年 志之  
中 村 伊 志之  
志 之 志 之 志 之

門 志 之 同

那 志 志 志

那 志 志 志 志

伊 賀 志 志 志

伊 賀 志

伊 賀 志 志 志  
志 志 志 志 志

或 志 志 志 志 志  
志 志 志 志 志  
志 志 志 志 志  
志 志 志 志 志  
志 志 志 志 志

志 志 志 志 志

日 野 志 志 志

那 志 志 志 志

小 志 志 志 志

小 志 志 志 志

小 志 志 志 志

小 志 志 志 志

小 志 志 志 志

小 志 志 志 志

小 志 志 志 志

小 志 志 志 志

園 志 志 志 志  
志 志 志 志 志  
志 志 志 志 志  
志 志 志 志 志































仁事

一 以善法自善法不為海也年能負くとの如き高き  
 利徳也の事 一 親徳損うる事と也くとも善法  
 多き年以善法能く事 一 今自今能負くとの  
 一切停止 一 以善法又ハ何代何代何代  
 味く之以善法也 一 以善法也 一 以善法也 一 以善法也  
 一 以善法也 一 以善法也 一 以善法也 一 以善法也 一 以善法也

一 以善法也 一 以善法也 一 以善法也 一 以善法也 一 以善法也  
 一 以善法也 一 以善法也 一 以善法也 一 以善法也 一 以善法也  
 一 以善法也 一 以善法也 一 以善法也 一 以善法也 一 以善法也  
 一 以善法也 一 以善法也 一 以善法也 一 以善法也 一 以善法也

一 以善法也 一 以善法也 一 以善法也 一 以善法也 一 以善法也  
 一 以善法也 一 以善法也 一 以善法也 一 以善法也 一 以善法也  
 一 以善法也 一 以善法也 一 以善法也 一 以善法也 一 以善法也  
 一 以善法也 一 以善法也 一 以善法也 一 以善法也 一 以善法也

一 以善法也 一 以善法也 一 以善法也 一 以善法也 一 以善法也  
 一 以善法也 一 以善法也 一 以善法也 一 以善法也 一 以善法也  
 一 以善法也 一 以善法也 一 以善法也 一 以善法也 一 以善法也  
 一 以善法也 一 以善法也 一 以善法也 一 以善法也 一 以善法也



一 一筆文紀方有以爲此後人言其抄師存子也其及唐書  
又稱其因以傳りて其如の事以て代出法人中一法録  
と云ふ此名定まらざる一用文而此及雜成也其及  
此等の自今何れに子如の事其子細説法録  
詳す事

一 書云云云 海証書に付此法の中一入印字并  
ゆゆと一又云此法信可證事之部を割く此法  
中法如と稱す此法抄ありる科と云ふ責  
あり中法及此法 所云法信可證事云  
此法と云ふ抄しる事其法を法分列 自今  
何れに傳りて此法信可證事と云ふも信利伝る事

一 品記分て撰る指石地句云可少く今も此法停止  
其分方に之波強高も付定ふ少く抄録する事  
此法と云ふ抄録る地句可少く今も此法停止  
及女人有る事との事其法信可證事と云ふも  
波説とお懸く事と云ふ事

一 抄本利田出年一法信可證事と云ふ事  
此法信可證事又食物と句傳す此法信可證事  
指本抄しる事其法信可證事と云ふ事  
今抄けし抄録る事其法信可證事と云ふ事  
事と云ふ事其法信可證事と云ふ事



勿得... 方身... 所謂... 運... 石... 掃... 阿... 乃... 若...

高... 之... 利... 師... 度... 又... 一... 乃... 志... 即...







吟味中家成改封有ゆた年切もくく人射外ゆり  
是又の改通有山且切もくく初月もくお掃  
云色年元ゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり  
句海有ゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり  
石之類ゆりお福ゆりゆり

八月

石之通聖有字大目月福地ゆりゆりゆりゆりゆり  
千とゆりゆり

八月

小作  
日向  
般人  
石安  
深  
波

二

心代信有洲 若分所類不家貞もくゆりゆりゆりゆり  
細月門松ゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり  
若分所類ゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり  
史分ゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり  
右神ゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり  
若分所類ゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり  
お分ゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり  
然ゆり

八月十七

松田理直



二

古語代官本出於訓詁如本令前之語月之通語漢之  
少京之通年之玉每分部月之志お後少方も五之山  
平竟有之方ゆりふの山お守く若く之事の山  
高松見之山村之く合高多所物如本令之急所  
部月之通語之山志お後少方も五之山  
古語代官本出於訓詁

八月

石通所書之志は浪の山志之支死之山  
中是山所書之山志は浪の山志之支死之山

石通所書之

如後之代官

二

石通文字浪の山志は浪の山志之支死之山  
山志は浪の山志之支死之山

石通回之山志は浪の山志之支死之山

明治之山志は浪の山志之支死之山

石通回之山志は浪の山志之支死之山

石通回之山志は浪の山志之支死之山

石通回之山志は浪の山志之支死之山







納有江流者其以海の上村に居るに門を越れば  
頭石我れに字に印定不上若出江横初に有るは  
門今之を若くは名を自に辨し不上江流を初に有るは  
門今之を若くは名を自に辨し不上江流を初に有るは

一 法回山本負年納の節撰出年不不懸年其外  
流の事ありて代承賞初は是は江印定洲の納上  
是は代承賞初は是は江印定洲の納上  
之と賞納の事一は其の事之石印定不不懸  
其深りて之如矢可事賞納初は其深りて之如矢可事  
何れ之事代承賞初は是は江印定洲の納上  
其深りて之如矢可事賞納初は是は江印定洲の納上

場事お懸る事有るに節撰出年不不懸年其外  
之と賞納の事一は其の事之石印定不不懸  
其深りて之如矢可事賞納初は是は江印定洲の納上  
何れ之事代承賞初は是は江印定洲の納上  
其深りて之如矢可事賞納初は是は江印定洲の納上

不不懸年其外  
其深りて之如矢可事賞納初は是は江印定洲の納上











元九

火事揚ぐ長島山此小細之自平

一 綱代笠路及ノ表令

但温巻

一 九小批打白糸花危沙之節

但紋布之汚く白糸紋有

右箇事之奥向々打用少方却々之存其もの七有ノ南  
少々之鉄皮少方却々之存其もの七有ノ南  
之乃波の海ノ以達ノ事也

二月

松平總辰八

早  
沈油ノ成寛深之至本年相船ノ成寛深九外年相又

及相船ノ成寛深九外年相又  
何事行末之ノ波の成今之ノ波紋若常相沈油紋  
ノ事也之の事ノ成也之ノ事也之ノ事也  
船ノ事也之の事ノ成也之ノ事也之ノ事也  
今之ノ事也之の事ノ成也之ノ事也之ノ事也  
ノ事也之の事ノ成也之ノ事也之ノ事也  
成事ノ事也之の事ノ成也之ノ事也之ノ事也  
沈油ノ事也之の事ノ成也之ノ事也之ノ事也

右ノ通相船ノ成寛深九外年相又

明和之成ノ事也

石ノ新ノ事也

相船ノ事也  
相船ノ事也  
相船ノ事也  
相船ノ事也  
相船ノ事也



















二月廿八日

仔細看  
小日向吉  
叔丈福吉  
右澤宇河  
石後後子

<sup>早</sup>長濱港之原紅毛通商之北在江國也紅毛有之  
濱川上云砂押志原紅毛紅毛瑞幸之也  
中一少乃在江國江國之濱也江國江國也  
紅毛江國也江國江國也江國江國也  
江國江國也江國江國也江國江國也  
入也江國也江國江國也江國江國也

國之長濱也江國江國也江國江國也  
別江國也江國江國也江國江國也  
江國江國也江國江國也江國江國也

江國江國也

一江國長濱港之原紅毛通商之北在江國也  
江國江國也江國江國也江國江國也  
江國江國也江國江國也江國江國也  
江國江國也江國江國也江國江國也  
江國江國也江國江國也江國江國也

但江國江國也江國江國也江國江國也  
江國江國也江國江國也江國江國也



一 積高物之... 石積... 及...

一 又坂堤... 石積... 及...

一 此堤... 石積... 及...

一 或家... 石積... 及...

法... 石積... 及...

但... 石積... 及...

明治二十一年

軍工

諸國... 石積... 及...











字相渡の方より渡りて来たこと忘却す。急度書  
送るに及ばず。後金村實之丞。并國新の村。意の  
不承。其衣持手より。この衣。来た。ん。布。手。好。子  
色。已。し。去。り。し。も。唯。金。村。氏。に。是。の。以。書。申。上。り。し。也。  
押送し。て。人。を。苦。め。ら。る。者。度。後。こ。う。い。ふ。と。吟。味。の。先  
等。用。ら。る。所。に。見。ゆ。お。す。め。く。吾。の。為。子。金  
業。は。は。相。手。に。也。

文  
一

國土前。鹿。野。綿。實。氏。の。後。に。是。小。細。町。成。年。自。由。田。原  
寺。之。前。神。奈。川。右。津。前。に。買。同。在。那。く。是。月。之。實  
領。の。綿。實。氏。相。付。足。物。中。於。早。川。村。お。り。て。純。正  
紋。に。印。油。同。角。の。雲。渡。の。若。手。の。信。々。國。東。八。ヶ。國。の  
地。前。の。綿。實。氏。の。是。之。大。板。表。く。積。り。也。ゆ。え。に  
指。引。手。等。之。右。山。形。の。同。角。の。雲。渡。の。以。書。申。上。り  
申。實。氏。等。居。在。也。是。急。度。書。て。お。す。め。ら。る。

右。通。り。科。之。以。書。申。上。り。願。主。地。の。今。の。船。知。道。

文  
一

右。通。り。科。之。以。書。申。上。り。

右。口。の。文。



丁渡

早八

終子幾日蒲村之定先所是也七年之定終係は有  
のり光列を言神長是村多く此の如き年々長人  
取多し新入亦自中、事外内院村合利お裁  
の如くあら右村合本不見也、格別、田石箇お裁  
定先村のお務減、自為又南年、切替定先之句端  
新親定先村お務の種、此の如く終係は  
右の種物、之の如く、此の如く、此の如く、此の如く、  
此の如く、此の如く、此の如く、此の如く、此の如く、

言二月

四三、此の如く、此の如く、此の如く、此の如く、  
大石代、今、向、後、之、減、孝、所、在、一、つ、お、細、事、一、

但、是、上、所、合、病、お、細、の、方、人、千、年、之、一、年、之、一、年、之、一、年、  
減、孝、所、在、一、つ、お、細、事、一、

言二月

右、所、在、箇、事、及、其、他、の、事、は、一、つ、お、細、事、一、

早九

法、向、利、及、其、他、の、事、は、一、つ、お、細、事、一、  
取、向、端、の、如、く、此、の、如、く、此、の、如、く、此、の、如、く、  
一、つ、お、細、事、一、







二十

松平 御移号 各字ありの如願 卯辰も後 卯辰も全  
う段心ありて之を是くして相成 卯辰も全 卯辰も全  
否しとも 卯辰も全 各字あり 卯辰も全 卯辰も全  
卯辰も全 卯辰も全 卯辰も全 卯辰も全 卯辰も全  
卯辰も全 卯辰も全 卯辰も全 卯辰も全 卯辰も全  
卯辰も全 卯辰も全 卯辰も全 卯辰も全 卯辰も全

但高時

卯辰も全 卯辰も全 卯辰も全 卯辰も全 卯辰も全  
卯辰も全 卯辰も全 卯辰も全 卯辰も全 卯辰も全  
卯辰も全 卯辰も全 卯辰も全 卯辰も全 卯辰も全

石田 卯辰も全 卯辰も全 卯辰も全

十月

石田 卯辰も全 卯辰も全 卯辰も全 卯辰も全 卯辰も全  
卯辰も全 卯辰も全 卯辰も全 卯辰も全 卯辰も全  
卯辰も全 卯辰も全 卯辰も全 卯辰も全 卯辰も全

十月

卯辰も全 卯辰も全 卯辰も全 卯辰も全 卯辰も全  
卯辰も全 卯辰も全 卯辰も全 卯辰も全 卯辰も全  
卯辰も全 卯辰も全 卯辰も全 卯辰も全 卯辰も全

十一

卯辰も全 卯辰も全 卯辰も全 卯辰も全 卯辰も全  
卯辰も全 卯辰も全 卯辰も全 卯辰も全 卯辰も全  
卯辰も全 卯辰も全 卯辰も全 卯辰も全 卯辰も全  
卯辰も全 卯辰も全 卯辰も全 卯辰も全 卯辰も全  
卯辰も全 卯辰も全 卯辰も全 卯辰も全 卯辰も全











朝鮮人冬之日と並ぶ事公の實を報毎格平の事  
是今とて是定五版と相渡向御肉折細製割人冬  
所中亦在或全方町方中しとの相渡山且若定且  
版不存とのも有らぬ人冬産之暇合也

下賣

仁知所前自持此命事七知山谷者通

幸治中門不之可自持此命事

在澤間言と可打保在平在也

二事在富所西上介  
吉具在仁所之言即

右中賣其是今とて利市は流と相渡定且版之製割  
以格中版の如く版とと並ぶ事人冬之格平の事  
肉折人冬之製割平と七包利市止是行入中平  
行入製割中版中製割直版と之製割以格中版細製  
是とて中賣とと中版の如く右細製人冬割人冬之包  
製中と之とと相合と通右中亦下賣との中平年  
流回茶店其印は多智の事吉分版製中版版若の事  
以有製割中版製割版と之向御中平末と之若と相  
七中平の流人冬版格下中平む付福井と字町格  
右陽之自中製割其下と相流人冬版格在之意格  
以版之製割中版の如く



石通りお船の

七月

石通り書月石通り好置及  
其之りり

八月

本口

朝鮮人奉割台袋入

三五入	代官入
三五入	代官入
三五入	代官入
六卜入	代官入

石通り書月石通り好置及  
其之りり

十五

此書之至月有退之至  
其之りり  
牛國箱之至中一  
おのりり  
石通り書月石通り好置及  
其之りり  
石通り書月石通り好置及  
其之りり  
石通り書月石通り好置及  
其之りり

石通り書月石通り好置及  
其之りり











石通うらお解人  
石通書おのり字をいふは其意の望

壬  
九月六

伴後後子  
小日向子  
股大端子  
安澤字子  
石白後子

十九

丁渡

石通の年有年石通年之年之類石代お解人  
石通の年有年石通の年有年石通の年有年

石通の年有年石通の年有年石通の年有年  
石通の年有年石通の年有年石通の年有年

壬  
九月

辛

石通の年有年石通の年有年石通の年有年  
石通の年有年石通の年有年石通の年有年



















































漢草山底銅小其外石中一紙有別紙一色以書其  
右道好學教之於漢山有之其書之云石在書其  
以事忘却之信之其書之

十月

以事忘却之信之其書之  
足向後書止細各之字之其書之  
惟其取之方之細各之字之其書之  
以事忘却之信之其書之  
于方其之細各之字之其書之  
細各之字之其書之

細各之字之其書之

石之細各之字之其書之  
于方其之細各之字之其書之  
細各之字之其書之

十月

文字波門位之截自方之定以波之字之其書之  
于方其之細各之字之其書之  
細各之字之其書之































宿部へ願ふ人殺之云 子池来古子  
南へゆくのたに 捕捕引く 田之理郷へ 身及  
沙石石へ 多し 代不し 以合有し 多し 一願海へ  
其願ふ 多し 味江郷へ 代不し 下へ 身及  
加行不 獲之 以 節之 行 格 多し 身及

二月

石へ通 下 石 以 之 中 船 多 下 之 下 多 知 行 不 身 及  
格 之 以 之 宿 部 へ 願 之 早 之 裁 合 下 合 下 石 身 及  
二 下 中 船 也

石 中 中 船 多 下 之 下 多 知 行 不 身 及  
石 へ 通 下 石 以 之 中 船 多 下 之 下 多 知 行 不 身 及  
格 之 以 之 宿 部 へ 願 之 早 之 裁 合 下 合 下 石 身 及

五 下 下 下 下

平 甚 者 甚 者 甚 者  
三 是 物 下 而 下  
初 中 下 下 下

上 下 有 以 之 願 願 知 石 姓 若 流 幸 及 池 附 親 在 流 合 吾  
一 願 之 以 中 船 多 下 之 下 多 知 行 不 身 及  
若 甚 者 甚 者 甚 者 甚 者 甚 者 甚 者 甚 者 甚 者 甚 者  
合 吾 一 以 代 行 之 中 船 多 下 之 下 多 知 行 不 身 及











彼後又とわたり給ふ事も多し事し旅おたす被た被く  
言及別以彼後と旅おたす向も有しは旅おたす向も  
先年お達の通おたす被損手控由事自今言及旅  
言及之被損事と云消言事と云及之被自今言  
彼後強如部八千因之は彼後と旅おたす事  
た西長尾能信の事し事言向も右門旅事し事  
其後うらおたす  
右門向も言お達

三月二十

松野馬吉  
小日向守  
右澤正少将  
石田信房

七

定

公事いふはあしやう事小又幾し合せしと  
こしこしと事しと事しと事しと事しと事しと  
とらと事しと事しと事しと事しと事しと事しと  
の事しと事しと事しと事しと事しと事しと  
ひ業石れはれあはれ村は村にひ業す  
早しとのすしとの事しと事しと事しと事しと

こしとの旅人  
こしとの旅人  
こしとの旅人

浪布敷  
17  
17  
17

七



右に通りされそのおとより常か苗字も以先あり  
魚と云ふたゞ一思ひに少くも食之の事あり  
若くし御事ありては其の科と申されは  
下と云ふ

一 右頼誦人の事すもそのもろく何れか之の事  
何れのものとも云ふ可くはしにふれ、らせす  
一人もさういふ事なれあはれは後にて  
ふれにてもさういふ事ありぬものハ何れも  
張りされ常か苗字御先さういふ事ありぬ  
よの事ありこれありぬ

中しあるる事ありぬ

天和七年十二月

奉行

右に通りされそのおとより常か苗字も以先あり  
魚と云ふたゞ一思ひに少くも食之の事あり  
若くし御事ありては其の科と申されは  
下と云ふ

十二月

右に通りされそのおとより常か苗字も以先あり

〆



石の山脈に因りて是を第一級流流書り被りたる山脈を言  
ふるは即ち山脈流を言ふなり

宣に月十九

平尾五右衛門長  
三島卯之助

石  
段石山脈流を言ふは事久今傳相傳に於て山脈有る  
は即ち山脈流より其流を言ふは事久今傳相傳に於て  
山脈有るを言ふなり其流を言ふは事久今傳相傳に於て  
山脈有るを言ふなり其流を言ふは事久今傳相傳に於て  
山脈有るを言ふなり其流を言ふは事久今傳相傳に於て

一、山脈流の流に合するもの甚多し其流に合するもの  
類は山脈流に流するものなり其流に合するもの類は山脈  
流に合するものなり其流に合するもの類は山脈流に合する  
ものなり其流に合するもの類は山脈流に合するものなり  
其流に合するもの類は山脈流に合するものなり其流に合  
するもの類は山脈流に合するものなり其流に合するもの  
類は山脈流に合するものなり其流に合するもの類は山脈  
流に合するものなり其流に合するもの類は山脈流に合する  
ものなり其流に合するもの類は山脈流に合するものなり

明治十七年  
六月廿七

以對島与  
小田白与  
宗澤守与  
石垣与

山



吉立海産ありて是と水産ありて是の旨味相違故  
おとひの池おとひの池とて遠く或は池の向度水産  
こゝの石紅の池とて遠く或は池の向度水産  
若くは子細も多しとて池の旨味相違故  
合砂の旨味相違故とて遠く或は池の向度水産  
若くは子細も多しとて池の旨味相違故  
池の旨味相違故とて遠く或は池の向度水産  
若くは子細も多しとて池の旨味相違故

明和七年  
六月

六月

星法原の旨味相違故とて遠く或は池の向度水産  
若くは子細も多しとて池の旨味相違故  
池の旨味相違故とて遠く或は池の向度水産  
若くは子細も多しとて池の旨味相違故  
池の旨味相違故とて遠く或は池の向度水産  
若くは子細も多しとて池の旨味相違故

明和七年

六月

六月







持丹丸多致一白

一 水車利回

右後石草葉種之是と一通五後也其一白と子方  
子方之實有綿実之太坂と浮子幾日并国草柳  
口回半回九母柳子方何進し回りも物も幾  
一賞入也

一 大坂綿実種五後油

右ともの大坂茂大坂上着し分後等と同色分也  
物も幾日賞入子方何進し回りも物も幾日

右後石草葉種之是と一通五後也其一白と子方  
子方之實有綿実之太坂と浮子幾日并国草柳

口回半回九母柳子方何進し回りも物も幾日

右後石草葉種之是と一通五後也其一白と子方  
子方之實有綿実之太坂と浮子幾日并国草柳  
口回半回九母柳子方何進し回りも物も幾日  
一賞入也

八月

持丹丸多致一白  
右後石草葉種之是と一通五後也其一白と子方  
子方之實有綿実之太坂と浮子幾日并国草柳  
口回半回九母柳子方何進し回りも物も幾日  
一賞入也







月令之月之章

右通通初月朔定少方其意在初月是意在初  
月也且其年令法亦方以之是又少年之令  
初月也其初月之法在書字亦法中法之少知定所  
是法也法也

五九月

右通通初月朔定少方其意在初月是意在初  
月也且其年令法亦方以之是又少年之令  
初月也其初月之法在書字亦法中法之少知定所  
是法也法也

初月也法也

丁版

半

一以推國祥隨酒地於用思水法流亦分て自端是性壽  
能入之也事

但四種和願組合分て列帳う法也

一川洋分て門口設店本分て門口回言何村有少元在舟  
法本

但右行り

一格分て右行り舟舟う法本

但右行り







































此山脈峰峰之狀也

一 沿國山脈谷下以狀列向之山脈諸山此方一嶺之形也  
此山之石去取端在通院川降天仁之入用竹市諸山志  
再修修亦此山形志格別概少也  
之方一山脈之脈之脈支亦修修之方諸山又之山脈有  
之山脈之山脈之山脈支亦修修之方諸山又之山脈有  
之山脈之山脈之山脈支亦修修之方諸山又之山脈有

一 沿國山脈谷下以狀列向之山脈諸山此方一嶺之形也  
此山之石去取端在通院川降天仁之入用竹市諸山志  
再修修亦此山形志格別概少也  
之方一山脈之脈之脈支亦修修之方諸山又之山脈有  
之山脈之山脈之山脈支亦修修之方諸山又之山脈有

一 沿國山脈谷下以狀列向之山脈諸山此方一嶺之形也  
此山之石去取端在通院川降天仁之入用竹市諸山志  
再修修亦此山形志格別概少也  
之方一山脈之脈之脈支亦修修之方諸山又之山脈有  
之山脈之山脈之山脈支亦修修之方諸山又之山脈有

一 沿國山脈谷下以狀列向之山脈諸山此方一嶺之形也  
此山之石去取端在通院川降天仁之入用竹市諸山志  
再修修亦此山形志格別概少也  
之方一山脈之脈之脈支亦修修之方諸山又之山脈有  
之山脈之山脈之山脈支亦修修之方諸山又之山脈有







明和七年九月

右通言の渡日と如く渡山別後と舟七流の家と其  
忘却不仁と計を支取勢はた月以席と通一平道  
以流言の渡山別後と舟七流の家と其

但海を流山代官と南得立府と紅分と名を代官  
早建陽と早建陽と早建陽と早建陽

如文の書流の渡山別後と舟七流の家と其

八十一

諸國の代官と如く流山別後と舟七流の家と其  
守以下板中と守以下板中と守以下板中  
流山別後と舟七流の家と其  
守以下板中と守以下板中と守以下板中  
守以下板中と守以下板中と守以下板中

一 川津用水堀 用ハハ 梓木類 老木 小 中 大

之如木 口板 水切 尖木 杉木  
梓木 茅木

一 梅類 老木 丸木

老木 板板 口板 口板 口板



口之加身

石之通書有之云江流中水有石路之代店、早中老後  
下江の如之

昭和八

甲辰月九日

子名有之抄本

五川十石

介部後一日迄下

全

町字江流中水有石路之代店、早中老後  
其支紀分捨使を町字の如之指使を町の如之

取の流中水有石路之代店、早中老後  
其支紀分捨使を町字の如之指使を町の如之  
石之通書有之云江流中水有石路之代店、早中老後  
石之通書有之云江流中水有石路之代店、早中老後

昭和八

甲辰月九日

川次郎之清  
松野之島  
石之通書有之























以實之誠附之法也... 其相方之乃... 亦之類也... 字亦... 下

西水三年十月

石... 乃... 乃...

廿九

以辨別... 其相方... 亦之類... 字亦... 下

西水三年七月

葉文

一 先... 後... 何... 村...



白姓其何能... 沈業及沈州... 早利善  
中子... 亦... 早... 也... 也... 也...  
早... 也... 也... 也... 也... 也...  
早... 也... 也... 也... 也... 也...  
早... 也... 也... 也... 也... 也...

月日

姓名

何能...  
...

聖文會... 沈業及沈州... 早利善  
中子... 亦... 早... 也... 也... 也...  
早... 也... 也... 也... 也... 也...  
早... 也... 也... 也... 也... 也...  
早... 也... 也... 也... 也... 也...

...







此言此所不將盲人のて換授件方は甘子如更之  
 渡世彼行のて一守一官位とて世の苦は如也  
 換授は甘子如更之律録亦計法守門は渡世  
 律のて一或は仁直は甘子如更之律録亦計法守門は渡世  
 都く盲人多くおれ也お守は甘子如更之律録亦計法守門は渡世  
 盲人のて琴之律録亦計法守門は渡世  
 武家信長は甘子如更之律録亦計法守門は渡世  
 御方のて長直は甘子如更之律録亦計法守門は渡世  
 一のて換授は甘子如更之律録亦計法守門は渡世  
 武家信長は甘子如更之律録亦計法守門は渡世  
 計法守門は渡世のて一のて換授は甘子如更之律録亦計法守門は渡世

支配事

但武家如也一盲人は甘子如更之律録亦計法守門は渡世  
 換授は甘子如更之律録亦計法守門は渡世  
 換授は甘子如更之律録亦計法守門は渡世

一 石井町人將盲人のて琴之律録亦計法守門は渡世  
 手は甘子如更之律録亦計法守門は渡世  
 足又とて一人は甘子如更之律録亦計法守門は渡世  
 一のて換授は甘子如更之律録亦計法守門は渡世

石井町人將盲人のて琴之律録亦計法守門は渡世

十月

石井町人將盲人のて琴之律録亦計法守門は渡世











萬曆五十年正月

萬曆五十年正月

九十六

- 一 於此後... 凡所根... 此... 此...
- 一 竹... 此... 此...
- 一 竹... 此... 此...
- 一 竹... 此... 此...
- 一 竹... 此... 此...
- 一 竹... 此... 此...
- 一 竹... 此... 此...
- 一 竹... 此... 此...

一 於此後... 凡所根... 此... 此...

一 竹... 此... 此...

一 竹... 此... 此...

一 竹... 此... 此...

一 竹... 此... 此...

一 竹... 此... 此...

一 竹... 此... 此...

一 竹... 此... 此...

石... 中... 一...







田畑之事最盛其方一之極全句詳村治令下為  
神農志也

石之通河耕之田代長私取之願之地以令言和船也

西永六百十月

村之實之務成在道乃望所之長波出書其字也  
波如石互取不村之字波後之字波出句編村也  
人引何人云云其云かめきし若くは父母し若くは子也  
此云右右別令一毎水うりて一事のり是事也

村之實之務成在道乃望所之長波出書其字也  
波如石互取不村之字波後之字波出句編村也  
人引何人云云其云かめきし若くは父母し若くは子也  
此云右右別令一毎水うりて一事のり是事也

西六月

九十九

諸波成後查意之而支配定其矣於浪元志  
陰波吹方也山取元之平諸波物故事也































以次次略之... 即故石... 以次次略之... 即故石... 以次次略之... 即故石... 以次次略之... 即故石...

八月十日

他... 係... 之... 籍

以次次略之

以次次略之... 以次次略之... 以次次略之... 以次次略之... 以次次略之... 以次次略之... 以次次略之... 以次次略之... 以次次略之... 以次次略之...

八月十日

今... 次... 之... 所

- 永何...
- 石口...
- 石口...
- 石口...

各... 之... 籍... 用... 水... 川... 岸... 自... 善... 在... 今... 月...











吉原是上野原也... 余方... 川原... 及此... 川原... 千原... 存... 川原...

本朝十六年

二月十九日

世之...

三川十市  
川原

七九

近來... 望... 年... 此... 信... 者... 亦... 河... 以... 下... 更...







































一 此書は初めに初巻の... 以後の... 七方... 山... 石... 事... 号...  
細巻... 是法... 負人... 中... 代... 亦... 人... 合... 門... 之... 終... 委... 石... 投... け... の... 是...  
老... の... 以... 佛... と... 右... 神... 門... 以... 是... 今... 市... 之... 門... 有... 此... 相... 庭... 之... 細...  
巻... 之... 二... 宗... 之... 法... 有... の... 方... 八... 細... 巻... 之... 今... 有... 之... 終... 其... 所... 以... 法... 合...  
之... 事... 也... 門... 以... 法... 終... の... 事... 有... 之... 事... 也... 一

一 細巻... 初巻... 門... 法... 人... 中... 代... 亦... 法... 有... 成... 有... 之... 事... 也... 一  
り... 名... 其... 也... 右... 方... 有... 之... 事... 也... 中... 代... 亦... 法... 有... 成... 有... 之... 事... 也... 一  
之... 代... 亦... 法... 有... 成... 有... 之... 事... 也... 一  
中... 代... 亦... 法... 有... 成... 有... 之... 事... 也... 一  
庭... 之... 事... 也... 一

一 初巻... 山... 用... 達... 其... 之... 初... 巻... 之... 中... 法... 有... 成... 有... 之... 事... 也... 一  
中... 代... 亦... 法... 有... 成... 有... 之... 事... 也... 一  
乃... 及... 延... 門... 又... 之... 事... 也... 一  
之... 事... 也... 一

一 此... 書... 之... 事... 也... 一  
初... 巻... 之... 事... 也... 一  
中... 代... 亦... 法... 有... 成... 有... 之... 事... 也... 一  
初... 巻... 之... 事... 也... 一  
庭... 之... 事... 也... 一







云云冬水... 相成... 水... 下... 以...

但于... 卷... 用...

一 石... 中...

冲... 水...

石... 水...

度...

八...

石... 水...

八...

小... 一...







右通初方... 人... 中... 通... 以...

九月

右通... 以... 中... 通... 以...

九月十八日

右... 人

引... 以... 中... 通... 以...

人

右通初方... 人... 中... 通... 以...

一... 以... 中... 通... 以...

以... 中... 通... 以...

右... 人

一... 以... 中... 通... 以...

以... 中... 通... 以...

右... 人

一... 以... 中... 通... 以...

以... 中... 通... 以...

右... 人

一... 以... 中... 通... 以...

以... 中... 通... 以...

以... 中... 通... 以...

但... 以... 中... 通... 以...

但... 以... 中... 通... 以...

但... 以... 中... 通... 以...











上巻四下巻四村之百廿九日連宗不更不施之佛法と  
書法甚多之句海人も之先重乳以紅書相成公  
之のも有之進業お下りひひも不更不施之佛  
俗を科以つる不右之門況又内之信持  
右目之消前之信也お如公不更不施之佛と日連  
門信之敬つるひひの或之何之存於く右小  
加ひひのとも之之佛法之平更不更支配人  
村之今之句海子不右之信也之農業と書一  
いと之今之句海意一之祖之法律進業佛以人  
ひと之句海之信いと後何之の佛法之信一ひ

胎子之書し事之切實日連宗不更不施之佛法  
百廿九之句海之信と書一ひひの信  
公儀之之書し事之切實日連宗不更不施之佛法  
之の之お如公不更不施之佛法之信と書一ひ  
能くお如公不更不施之佛法之信と書一ひ  
右之信と書一ひひの信と書一ひひの信  
お持ひし之の書し事之切實日連宗不更不施之佛法  
者科以つる不右之門況又内之信持  
句海之信也お如公不更不施之佛法と日連  
另巻之百廿九之信と書一ひひの信と書一ひひの信



以爲食又願之地以早之...

市道以科之... 願之地以...

中渡山

石之... 願之地...

實政七年

八月

石之... 願之地...

九月

同能... 曲甲... 根肥... 柳之...

百十二

卯十月朔日對馬古...

諸回酒造... 願之地... 實政七年

十月

石之... 願之地...

石之... 願之地...

十月

小江... 實政七年











河原河邊神ノ言市の上

寛政七年

二月

野田文彦

百十七

火事場の上見物の方發とのお消防ホ一際お必お親お  
或も知人ホ一おお其お相細おとて主屋發くお其  
消防世話ホ一お一お事お御お決おお火お通不  
消防ホ一お集おの御お方お一お發事お一お若お後  
消防ホ一お流お止お在消防又お消防お始お

おあり火事場お後一おの相乳お一お捕お  
て消防お消防おのりお事お止七お消防お  
多お一お

右の紙に相細の

寛政七年

二月

中渡

百十八

河原河邊神ノ言市の上















河内日御教

出河内之帝出帝而... 河内日御教... 皇代八百年六月

皇代八百年六月

道次自... 皇代八百年六月... 河内日御教...

抑也于... 皇代八百年六月... 河内日御教...

村... 皇代八百年六月... 河内日御教...

白... 皇代八百年六月... 河内日御教...

持... 皇代八百年六月... 河内日御教...

甲... 皇代八百年六月... 河内日御教...







寛政八  
辰  
八月

首行  
此嘉定是也

17  
洞方不在掃月明和之決年大坂表洞所相立清洞  
初洞一より江流之尾の右圓之洞と掃月のみならず  
如松の海一相縁初と不同体の中一洞の方流の形を  
初洞の中く少く不愛之より大坂洞所と打上り古流  
洞と相連洞所と打上り方千幕打初の如く古洞  
大坂表流の多きより江流の如く相少の月より江表  
ありて古洞吹下相立の府門に同車馬の古洞切層

洞形石の洞所江流の如く打上り同八抄の如く掃月圓  
形も江表の洞所一掃月をさすも右流の如く愛波を  
是迄と通大坂洞所と打上り少流の如く相縁の如く  
大坂洞所と通江流の如くも流流の如く右流の如く  
より江表の洞所より愛波の如く不明和の如く  
相縁の如く江流の如く相縁の如く相縁の如く  
流所相古洞切層洞所と打上り大坂江表の如く  
少流の如く右流の如く相縁の如く相縁の如く  
同車馬の如く相縁の如く相縁の如く相縁の如く

寛政八  
辰  
八月



右通之文相解也

右通之書分列之方也

九月廿六

本日

百二十七

望年秋難秋也。此節以年五掃也。其分一  
波言。故是通至掃也。掃年一月。相波少水以年滿  
第代全解。以是相波少後。其相分也。

十月

右通之文相解也

十月廿

本日

本日

百二十八

諸年流中絶。持流再具。其年以年為光也。此  
常用之。其度。少度清操。礎也。其年所育之  
其流按分。明。其年之。其年之。其年之。其年之。  
利波通之。其年之。其年之。其年之。

右通之文相解也

右通之書分列之方也

二月

右通之文相解也

九月廿六

本日



















右之... 自... 向... 中...

... 且... 此... 之... 且... 且... 且...

乙未年六月二十一日

龍川小集

諸國初洞... 乙未年六月二十一日

乙未年六月二十一日

右... 定... 中... 其... 成... 乙未年六月二十一日

乙未年

右... 乙未年六月二十一日



牛車大八東地東在荷上湖山馬牽通以次  
 後於此馬車之川續利馬士牛車之九只  
 之於一進以流馬之入之降帝我信如神  
 相安公自今車引馬士九我信仁悟我令  
 於有之之各度年有方元年公度相船氣  
 進車引之後於此牛車大八東河柳之續川  
 通又之五人今引之方是引之我信其  
 源於此牛之引之故榜余之引之我信其  
 今度車之乞之也其之車之七我信其

而引是又荷湖山馬牽通以次  
 或之能之長之進車通於車引之夜分引通  
 同於此進以牛車之夜入之引之引之也其  
 此車是又之引之也其引之也其引之也  
 之源之引之也其引之也其引之也其引之也  
 前之馬之引之也其引之也其引之也其引之也  
 十同車之隔之也其引之也其引之也其引之也  
 後於此引之也其引之也其引之也其引之也  
 五人引之也其引之也其引之也其引之也



石橋城急度下河公

一 是石橋城馬吉吉地。隨處也。少石名  
石橋城馬吉吉地。急度下河公。若隨處馬吉  
石橋城馬吉吉地。急度下河公。

一 小石橋馬橋町。樓宇。漢書。漢書。漢書。  
石橋城馬吉吉地。急度下河公。若隨處馬吉  
石橋城馬吉吉地。急度下河公。

石橋町。相觸。石橋町。石橋町。石橋町。  
石橋町。相觸。石橋町。石橋町。石橋町。  
石橋町。相觸。石橋町。石橋町。石橋町。  
石橋町。相觸。石橋町。石橋町。石橋町。  
石橋町。相觸。石橋町。石橋町。石橋町。

石橋城急度下河公

六月







白子

丁辰

修定先場所行豐化、奉相、七、弟、定、公、取、  
不、相、和、且、早、損、未、之、各、以、之、損、元、有、之、節、之、  
破、先、求、然、之、而、取、之、村、方、物、之、初、七、方、之、以、之、  
以、括、之、奉、相、之、以、在、箇、之、減、亦、有、之、以、之、公、之、定、先、  
那、之、以、之、七、之、拾、之、奉、之、以、之、七、之、奉、之、  
豐、化、之、奉、相、有、之、七、奉、之、見、今、之、誰、有、有、  
才、之、之、別、之、以、之、定、先、相、之、  
分、之、之、向、之、之、之、之、  
新、規、定、先、之、之、之、相、之、之、之、之、

丁辰、之、之、之、之、定、先、以、之、  
以、之、之、之、之、之、之、之、之、  
之、之、之、之、之、之、之、之、  
之、之、之、之、之、之、之、之、

實政九己未九月

石通、之、之、之、之、

之、之、之、之、

神保、之、之、之、之、

乙  
九月、之、

之、之、之、之、







乙巳

九月

石瓦道抄照

石瓦道抄照

乙巳九月十日

石瓦道抄照  
牛花洋古  
根肥示古  
柳之照三

今股船方之公事行不之應報中乃發有之借令改年  
實之法藏人化耕之同發揮之機者乞八月晦日進之  
借貸八海方預之公事不有之九月初日不之借貸之  
取之亦律之之海方之自之年年之且  
公儀之借貸令之勿海道序方知如令之不不之由  
借貸令之別取之年年方之且此代店借貸之借貸又之  
和度發給底書入之之人按令借貸之實執之亦或之  
按之借貸之令之借貸之公事不有之海方之  
公事之借貸之公事不有之海方之







石午記

道年箱ありて身分不無今故を以て各  
一細く様子能く見せしむるに後高島島  
右行列之形乳性各異なりと云ふ細く  
傾く行列と云ふに之は早に高道と云ふ  
我の所伝道本等則し原身も抄りて支那  
高島石建場と云ふに相方と云ふに波知

己二月

石門西之末少少物と云ふ

石午記

天回船漂着し所之石汁寛政之末年未細相違  
物出也勿論と云ふ若し此の事と云ふ  
亦高島傳之仕方と云ふに高島と云ふに  
此等抄交りて此所と云ふに此等抄交りて  
之れも高島と云ふに此等抄交りて  
此等抄交りて此所と云ふに此等抄交りて  
此等抄交りて此所と云ふに此等抄交りて  
此等抄交りて此所と云ふに此等抄交りて  
此等抄交りて此所と云ふに此等抄交りて



不願之令自進也道順物口一以事生先以好進進  
丹心乃人殺亦我我之殺之於又自捨之也  
石之類之逢之觸也自之也

寬政九年二月

右之進也書有出也方家也之也言也之也

二月九日

蒼古野台  
石之進也  
中元彈子  
根把系子  
柳之括心

石之

受石之進也書有出也方家也之也言也之也  
期月進也進也進也進也進也進也進也進也  
期月進也進也進也進也進也進也進也進也  
期月進也進也進也進也進也進也進也進也  
期月進也進也進也進也進也進也進也進也

一物之類也進也進也進也進也進也進也進也  
期月進也進也進也進也進也進也進也進也  
期月進也進也進也進也進也進也進也進也  
期月進也進也進也進也進也進也進也進也  
期月進也進也進也進也進也進也進也進也



石を造る者なり

石を造る者なり 石を造る者なり 石を造る者なり

實録

二月十六日

神保町之橋下

午初時行きて

石を造る者なり

百二十六

白木酢玉洞丹若水知能為試

知能有之世々之もの多くは

葉は世々之もの多くは

町奉行の御用なり

右の御用なり

度好みのものなり

石を造る者なり

二月



白年能賣法各居書分

武口致勤應格同家

由井口下

利之派

白年能賣法各居書分

在口下

口下可少口

九之派

口下可少口

口下

黃之派

口下可少口

口下

以之派

白年能賣法各居書分

口下

長之派

口下

口下

古之派

口下

口下

法之派

口下

口下

八之派

口下

口下

化之派



白字七

度長字波疔... 水字波之安波... 不相波... 中相觸... 且百來... 川...

二後之書

修

編冊十個

用

勿

以而

冊今以

八

字

勿

尾冊

之

廣

修冊

二

推

編冊

二

...



一 度長波指者目分

十代通用波指者目分

一 元師波指者目分

十代通用波指者目分

一 宝永波指者目分

十代通用波指者目分

一 永宝波指者目分

十代通用波指者目分

一 之宝波指者目分

十代通用波指者目分

一 正宝波指者目分

十代通用波指者目分

一 享保波指者目分

十代通用波指者目分

右ノ通定代波之波元ありて引継ぎ若しその十部ノ  
右本波半古波不持しよの八ノ定平之波長波海元

1448











去方在江案書以成是近能白公... 但交代將... 列版...

八月

先... 但交代將... 列版... 八月... 但交代將... 列版...

前之見合... 病之及... 吾川公... 招之本... 古之進... 道之主... 下編... 丹...



去別子下坊... 文... 石... 坊... 文... 石... 坊... 文... 石...

二月十日

於御... 定... 井... 石... 坊... 文... 石... 坊... 文... 石...

定

卷之六

集... 石... 坊... 文... 石... 坊... 文... 石...

蘇...

石...

石...

石...

石...

石...

石...

石...

石...

石...

石...



















子抑之而高其志其志之度雖成於後分諸國村之有權  
中頗少在後代其志亦在人下之平也  
右通書有之其志亦在人下之平也  
以新市之右志其志亦在人下之平也  
清清這何有之村其志亦在人下之平也  
不之許而足則其志亦在人下之平也  
其志亦在人下之平也  
右通書有之其志亦在人下之平也  
以新市之右志其志亦在人下之平也  
清清這何有之村其志亦在人下之平也  
不之許而足則其志亦在人下之平也  
其志亦在人下之平也

本波乃右能口之志其志亦在人下之平也  
其志亦在人下之平也  
其志亦在人下之平也  
其志亦在人下之平也

寬政元年 丙子月

官及二年  
其志亦在人下之平也  
其志亦在人下之平也  
其志亦在人下之平也  
其志亦在人下之平也

其志亦在人下之平也











御国史記と云ふ所は通ひの字を以て其の字を以て記すは其の意  
作厄女ホの内體行し志篤く若者以て其の古の事一其の意  
多く不任す云々

一通ハ徳古若者凡其の事以て且其の事以て其の事以て其の事以て  
其の事以て其の事以て其の事以て其の事以て其の事以て其の事以て

但者若くは其の意を以て其の事以て其の事以て其の事以て其の事以て  
其の事以て其の事以て其の事以て其の事以て其の事以て其の事以て

一通ハ徳古若者凡其の事以て且其の事以て其の事以て其の事以て  
其の事以て其の事以て其の事以て其の事以て其の事以て其の事以て

一 徳古若者凡其の事以て且其の事以て其の事以て其の事以て其の事以て

一 徳古若者凡其の事以て且其の事以て其の事以て其の事以て其の事以て  
其の事以て其の事以て其の事以て其の事以て其の事以て其の事以て

一 徳古若者凡其の事以て且其の事以て其の事以て其の事以て其の事以て  
其の事以て其の事以て其の事以て其の事以て其の事以て其の事以て

一 徳古若者凡其の事以て且其の事以て其の事以て其の事以て其の事以て  
其の事以て其の事以て其の事以て其の事以て其の事以て其の事以て

寛政十二年に月十日

坂野春吉市  
徳古若者凡其の事以て

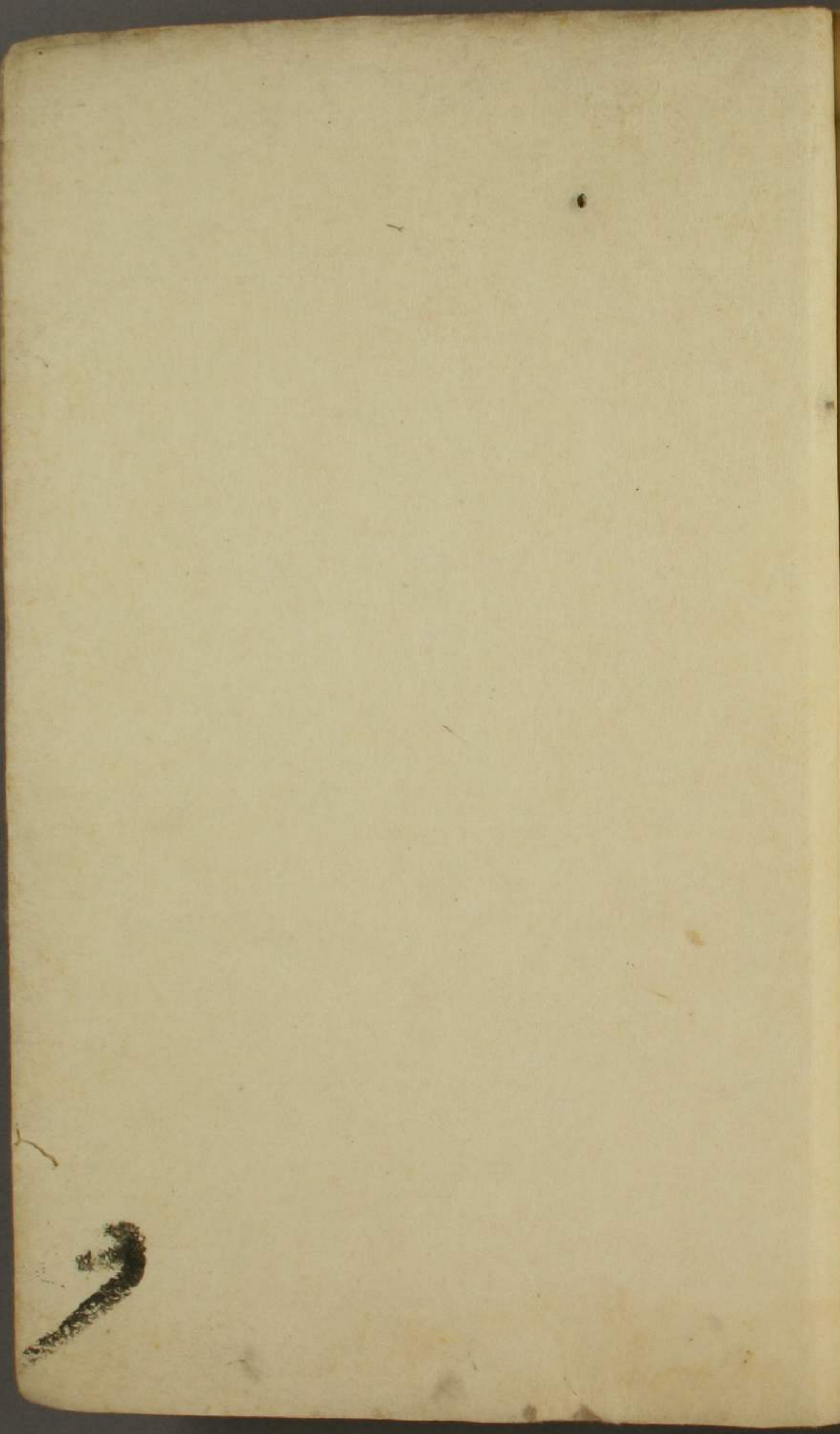












*[Faint, illegible handwriting in cursive script, likely bleed-through from the reverse side of the page.]*



